

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目 次

規則
山口県統計調査条例施行規則(統計分析課)……………一
山口県食の安心・安全審議会規則(生活衛生課)……………三
山口県食の安心・安全推進条例施行規則(生活衛生課)……………三



山口県統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十五号

山口県統計調査条例施行規則

山口県統計調査規則(昭和二十五年山口県規則第七十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県統計調査条例(平成二十一年山口県条例第二号。(以下「条例」という。))の施行について必要な事項を定めるものとする。

(統計調査員証)

第二条 知事は、条例第五条第一項の統計調査員に対し、その身分を示す証票として統計調査員証(別記第一号様式)を交付する。

(身分証明書の様式)

第三条 条例第六条第一項の身分を示す証明書は、別記第二号様式による。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第四条 条例第九条第一号の規則で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

第五条 条例第九条第一号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

一 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第三項の行政機関等又は前条に規定する者(以下「公的機関」という。))が、公的機関以外の者に委託し、又は公的機関以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が補助する調査研究で、当該補助の対象となる調査研究を公募の方法により決定するものに係る統計の作成等

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第五条の規定は、同年六月一日から施行する。

山口県食の安心・安全審議会規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十六号

山口県食の安心・安全審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県食の安心・安全推進条例(平成二十年山口県条例第四十三号)第三十一条第四項の規定に基づき、山口県食の安心・安全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の議長は、部会に属する委員が互選する。

5 前条第三項及び第四項の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、環境生活部生活衛生課において処理する。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県食の安心・安全推進条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十七号

山口県食の安心・安全推進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県食の安心・安全推進条例(平成二十年山口県条例第四十三号)以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれが少ない場合)

第二条 条例第二十七条第一項第二号の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当しない場合とする。

- 一 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「省令」という。)(第二十一条第一項第一号口又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等省令」という。)(第七条第二項第二号ホ、同項第三号ヲ若しくは同項第四号チに規定する表示の基準に違反した場合
- 二 省令第二十一条第一項第一号ヘ、ト若しくは又又は乳等省令第七条第二項第三号チ若しくはリ若しくは同項第四号ホ若しくはへに規定する表示の基準に違反した場合
- 三 省令第二十一条第一項第一号チ又は乳等省令第七条第二項第二号ヘ、同項第三号ヲ若しくは同項第四号リに規定する表示の基準に違反した場合

(食品の自主的な回収に着手した旨の報告)

第三条 条例第二十七条第一項の規定による報告をしようとする者は、食品回収着手報告書(別記第一号様式)を最寄りの保健所の長に提出しなければならない。

(食品の自主的な回収の措置の終了の報告)

第四条 条例第二十七条第四項の規定による報告をしようとする者は、食品回収終了報

別記
第1号様式 (第3条関係)

食 品 回 収 着 手 報 告 書

年 月 日

保健所長 様

郵便番号

報告者 住 所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり^{生産}輸入した食品の回収に着手したので、山口県食の安心・安全推進条例
販売

第27条第1項の規定により報告します。

記

回 収 する 食 品	名 称	形態、製造番号その他の食品を特定するために必要な情報
	生 産 業 所	名 称
出 販 荷 先	年 月 日	所在地
回 収 に 着 手 し た 店 舗	年 月 日	
回 収 した 年 月 日	年 月 日	
回 収 の 方 法		
違反し、又は違反したおそれがある食品衛生法の規定		
食品衛生法の規定に違反し、又は違反したおそれがある事実及びその発生の原因		
想定される健康への影響		
回収を行う事務所又は事業所		

注 報告者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

告書(別記第二号様式)を前条の食品回収着手報告書を受理した保健所の長に提出し
なければならぬ。

(身分証明書の様式)

第五条 条例第二十九条第二項の身分を示す証明書は、別記第三号様式による。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

第2号様式 (第4条関係)

食品回収終了報告書

年 月 日

保健所長 様

郵便番号

報告者 住所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり食品の回収の措置を終了したので、山口県食の安心・安全推進条例第27条第4項の規定により報告します。

記

回収に着手した旨の報告をした年月日	年 月 日
回収した食品の名称	
回収の措置を終了した年月日	年 月 日
回収した食品の数量	
食品衛生法の規定に違反し、又は違反したおそれがある事実及びその発生の原因	
回収した食品の保管場所及び処分、利用等の方法	
処分、利用等の予定年月日	年 月 日
回収を行った事務所又は事業所	

注 1 報告者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び

代表者の氏名を記入すること。

2 「回収した食品の数量」欄は、回収した食品のロット（1の生産期間内に一連の生産工程により均質性を有するように生産された食品の一群をいう。）ごとの数量を記入すること。

3 「食品衛生法の規定に違反し、又は違反したおそれがある事実及びその発生の原因」欄は、食品回収着手報告書を提出した後新たに判断したものについて記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式 (第5条関係)

(表)

身 分 証 明 書 第 号

所 属 職氏名

上記の者は、山口県食の安心・安全推進条例（平成20年山口県条例第13号）第20条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

山口県知事

印

(裏)

山口県食の安心・安全推進条例抜粋

(立入検査等)

第29条 知事は、第25条から第27条までの規定の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、当該食品関連事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、食品、生産資材、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において食品、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。(第3項省略)

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

平成二十一年三月三十一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）